

# 第3次中央市配偶者からの暴力対策に関する基本計画の概要

## I 計画の策定（改定）にあたって

### 1. 計画改定の趣旨

わが国では、平成13年（2001年）4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護することが、国や地方公共団体の責務として位置付けられました。

本市では、平成24年（2012年）3月に「中央市配偶者等からの暴力対策基本計画（以下「当初DV防止計画」という。）」を策定、平成28年（2016年）4月には、計画期間の満了に伴い、第2次DV防止計画として改訂を行い、当初DV防止計画からの基本理念「男女がともに認め合い、DVのない、いきいきと安心して暮らせるまち」の実現に向けて、相談体制と支援体制の充実を図ってきました。

DV被害は、社会環境の変化により、児童虐待や貧困などの複数の問題を抱えるケースなど、被害者の置かれている状況も多様化しており、今後はさらに児童虐待防止対策等との連携強化が求められています。

このような状況の中、第2次基本計画の計画期間が令和2年度末をもって満了となることから、本市におけるDV防止対策及びDV被害者の支援体制をさらに促進するため、「第3次中央市配偶者からの暴力対策に関する基本計画（以下、「第3次DV防止計画」という。）」を策定します。

### 3. 計画の名称変更

《当初～第2次計画》

中央市配偶者等からの暴力対策基本計画



《第3次計画》

中央市DV防止・被害者支援基本計画

#### 名称変更の理由

近年、“DV”という言葉の認知度が高くなっており、今後はより若い世代に向けて“デートDV”等の認知度や認識を高めることで、DVの未然防止に努めていく必要があると考えます。また、多様化・複雑化しているDV被害に対し、迅速・適切な対応を行い、さらには被害者の自立に向けた切れ目のない支援を行うことができるよう関係機関との連携体制を強化し、支援を充実させていくことが求められていることから、より分かりやすい名称に変更します。

### 2. 計画の期間・他計画等との関係

第3次DV防止計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間とします。ただし、背景となる法律の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

#### ※中央市男女共同参画プランとの関係

DV防止計画は、中央市男女共同参画プランと目標や取組内容が重なる部分が多くあるため、今後はさらに連携を強化しながら取組を推進していく必要があります。

また、今回、第3次DV防止計画を策定するにあたっては、中央市男女共同参画プラン策定のために行った市民意識調査結果を活用しています。

#### ◆第2次中央市男女共同参画プランの期間

令和2年～令和11年（10年間）

※計画期間5年目となる令和6年度をめぐって市民意識調査等により各施策の進捗状況や目標の達成状況等の検証を行い必要に応じて見直しを行う予定

## Ⅱ 第3次DV防止計画の構成

### 第2次DV防止計画の構成

#### 第1章 基本的な考え方

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の位置づけと性格
- 3 計画改定の方向性
- 4 計画の期間

#### 第2章 配偶者等からの暴力に関する状況と課題

- 1 県内及び市の状況
- 2 男女間における暴力の状況
- 3 DV法改正の状況
- 4 当初DV計画(H24年～H27年)における取組状況
- 5 当初DV計画の取り組みに伴う課題

#### 第3章 第2次DV計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

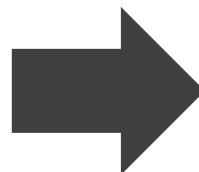
#### 第4章 具体的な施策の展開

- 1 基本目標Ⅰ DVのない社会づくり
- 2 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と安全確保の体制づくり
- 3 基本目標Ⅲ 自立に向けての支援体制づくり

#### 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

参考 ドメスティック・バイオレンス（DV）とは



### 第3次DV防止計画の構成

#### 第1章 計画の策定（改定）にあたって

- 1 計画改定の趣旨
- 2 用語の定義
- 3 計画の位置づけ及び他計画等との関係
- 4 計画の期間
- 5 計画策定の背景

#### 第2章 宍粟市のDVに関する状況と課題

- 1 宍粟市男女共同参画プラン市民意識調査からみたDVの現状
- 2 国内の男女間における暴力の状況
- 3 第2次計画（H28年～R2年度）の取組と課題

#### 第3章 第3次DV防止計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 基本目標
- 3 計画の体系

#### 第4章 具体的な施策の展開

- 1 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 2 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり
- 3 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の促進  
(参考) DV被害者支援の流れ

#### 第5章 計画の推進と数値目標

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 数値目標

参考資料

## <基本理念の変更>

### 第2次DV防止計画

男女がともに認め合い、DVのない、  
いきいきと安心して暮らせるまち

### 第3次DV防止計画

一人ひとりがともに認め合い、DVのない、  
いきいきと安心して暮らせるまち しそ

## <基本目標の変更>

### 第2次DV防止計画

- 基本目標Ⅰ DVのない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と安全確保の体制づくり
- 基本目標Ⅲ 自立に向けての支援体制づくり

### 第3次DV防止計画

- 基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくり
- 基本目標Ⅱ 相談体制の充実と被害者の安全確保の体制づくり
- 基本目標Ⅲ 被害者の自立支援の促進

## Ⅲ 第3次DV防止計画で改めて強調して取り組む内容

### 《啓発や教育の推進》


- DV防止に向けた啓発・教育の推進
- デートDV防止対策の強化
- 相談窓口の周知
- 早期発見・通報に関する意識啓発
- 固定的性別役割分担意識の解消のための  
男女共同参画講演会やセミナーの開催
- DV被害者の就労に関する企業の理解促進

### 《相談や支援の充実》

- 相談体制の充実
- 相談や被害者支援を担う関係職員の人材育成
- 相談者のプライバシーと安全の確保
- 情報の保護と管理（漏えい防止）の徹底
- 児童虐待防止施策との連携強化
- 被害者とその子どもの心のケア
- 関係機関との相互連携強化

## IV 施策体系の変更点（別紙参照）

### 参 考 ◎第2次宍粟市男女共同参画プラン体系

基本目標	基本方針	施策の方向	施 策	想定される事務事業
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画社会をめざす啓発活動の推進 	①固定的性別役割分担意識の解消と男女共同参画意識の形成	固定的な性別役割分担意識の解消／さまざまな機会、広報媒体を通じた啓発の推進／市発行情等の表現に関するガイドライン（指針）の作成／相談体制の充実	【継】市広報等による啓発／【継】講演会等事業／【継】職員出前講座／【新】行政刊行物等の表現ガイドライン作成／【新】図書資料整備事業
		②男性にとっての男女共同参画の推進	固定的な性別役割分担意識の解消／男性にとっての男女共同参画の意義についての理解促進	【継】講演会等事業／【拡】男性向け啓発セミナーの開催／【新】育児介護休業等両立支援制度の情報提供
		③男女共同参画に関する情報の収集・提供	情報の収集・提供	【継】県男女共同参画ニュースの配布／【継】県研修事業参加
	2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	①学校等における教育の充実	子どもの発達段階に応じた男女平等教育の推進／子どもの発達段階に応じた指導内容・方法等の充実／子どもの発達段階に応じた教育環境の整備／キャリア教育の推進／教職員管理職への女性の登用の促進／教職員等の資質と指導力の向上／保護者への啓発	【継】キャリア教育の推進／【新】隠れたカリキュラムアンケート実施／【拡】教職員管理職への登用啓発／【拡】教職員・保育従事者への男女共同参画研修／【継】講演会等事業／【継】ユニバーサルデザインの視点に立った環境整備
		②生涯にわたる男女共同参画学習の推進	社会教育・生涯学習の推進／地域における指導者・団体の育成／学習プログラムの充実／男女の性をともに理解し尊重する認識を高める教育の充実	【継】宍人教・生推協での研修会の開催、講演会等事業／【拡】女性のエンパワーメント講座の開催／【継】リプロダクティブ・ヘルス/ライスに関する情報提供
	3 人権を尊重する意識の醸成	① <u>女性の人権、女性への暴力等の問題に対する社会意識の醸成</u>	意識啓発の推進	【継】市広報等による啓発／【新】DV防止セミナー等の開催／【継】講演会等事業
		② <u>ドメスティック・バイオレンス（DV）等の防止対策の推進</u>	DVやデートDV防止対策の推進／DVやデートDV被害者に対する相談・支援体制の充実／児童虐待防止対策の推進	【新】学校等における教育・啓発推進／【継】相談窓口の周知／【継】関係機関と連携した支援体制の充実
		③公衆に表示する情報における人権の尊重	市の情報発信の取り組み／メディア・リテラシーの啓発／有害図書等の規制	【継】市広報等による啓発／【新】メディア・リテラシー啓発講座の開催

## V 数値目標の設定

No.	指標名	基準値（現状値）	目標値		資料
			令和7（2025）年度		
1	「デートDV」という言葉の認識度（内容を知っている）	— （参考値：49.9%）	75% ※		男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査
			★参考★ 男女共同参画プランの目標値		
			令和6（2024）年度	令和11（2029）年度	
			70%	100%	
			<p>【類似団体等比較】加東市〈目標値〉設定なし 〈基準値〉H29：43.3%  朝来市〈目標値〉令和4（2022）年度：50% 〈基準値〉H28：32.5%  養父市〈目標値〉設定なし 〈基準値〉H28：18.1%  加西市〈目標値〉設定なし 〈基準値〉H28：37.0%</p> <p>【人口類似団体等比較】徳島県阿波市（3万人規模）〈目標値〉平成30（2018）年度：95% 〈基準値〉H26：30.5%  奈良県大和郡山市（8万人規模）〈目標値〉令和5（2023）年度：100% 〈基準値〉H30：33.9%</p> <p>【考え方】本市アンケート結果から「配偶者等からの暴力（DV）」の認知度は71.3%と高くなっているが、「恋人からの暴力（デートDV）」についての調査は行っておらず、基準値は持ち合わせていない。※『恋人からの暴力について、経験したり、見聞きしたりしたことがあるか』の問いに対する回答をみると、「知識として知っている」が49.9%、「ことばは聞いたことがある」が29.3%、「ことばも聞いたことがない」が13.5%となっている。また、国・県計画に同様の数値目標の設定はないが、男女共同参画プランの5年後の中間目標値の70%及び類似団体等の数値目標を参考に、「恋人からの暴力（デートDV）」の認識度を「配偶者等からの暴力（DV）」のレベルまでの向上をめざし75.0%とする。</p> <p>※&lt;参考&gt;男女共同参画プランから割り戻すと <math>(100\%-70\%) \div 5\text{年間} = 6\%/1\text{年間}</math> R6年度 <math>70\%+6\%=76\%</math> ←</p>		
<p>指標名</p> <p>基準値（現状値）</p> <p>目標値</p> <p>令和7（2025）年度</p>					
2	DVについて相談できる窓口の認知度（知っている）	—	100%		男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査
			<p>【類似団体等比較】 相談窓口を知らない人の割合  養父市 H28：8.8% 〈目標値〉設定なし *市の相談窓口の認知度 23.6%  加西市 H28：57.2% 〈目標値〉設定なし *市の相談窓口の認知度 34.1%</p> <p>【考え方】本市アンケート結果から「配偶者や恋人から暴力を受けたことがある」と答えた人への「どこ（だれ）かに相談しましたか」の問いに対し、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答した人が最も多く45.2%となっている。相談した人の相談先については、「家族や親族」が34.4%と最も多く、次いで「友人・知人」が25.8%となっている。  また、「どこ（だれ）にも相談しなかった」と答えた人への「相談しなかったのは、なぜですか（複数回答可）」との問いに対する回答については、選択肢に「相談先がわからなかった」がないため、相談窓口の認知度は不明だが、「相談してもむだだと思ったから」が40.5%と最も多く、次いで、「自分さえがまんすれば、何とかこのままやっていたから」が38.1%となっている。  相談先として「公的機関の相談窓口、電話相談など」と回答した人は、2.2%、「保健所・保健センターの保健師」は3.2%、警察は5.4%、配偶者暴力相談支援センターは1.1%といずれも低い状況である。市の相談窓口はもちろん、国や県、警察、民間運営団体など、いつでも相談できる窓口があるということを周知していく必要があるため目標値を100%に設定する。</p>		

指 標 名	基準値（現状値）	目 標 値		資 料
		令和7（2025）年度		
配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合	男性：41.2% 女性：50.7% (平成30年度)	男性：51.0% 女性：61.0%	◆	男女共同参画社会づくりのためのアンケート調査
		★参考★ 男女共同参画プランの目標値		
		令和6（2024）年度	令和11（2029）年度	
		男性：50.0% 女性：61.0%	男性：58.0% 女性：70.0%	
3	<p>【内閣府男女共同参画局調査（平成26年12月）】全国平均（男性：16.6%、女性：50.3%）</p> <p>【国比較】（令和2年度）国第4次計画：男性 30%、女性 70%</p> <p>【類似団体比較】 ※参考 「どこにも相談しなかった人」の割合 「どこかには相談した人」の割合</p> <p>加東市：H29 52.8%（前回 H25 65.9%） → 47.2%</p> <p>朝来市：H28 48.1% → 51.9% ※目標値（令和4（2022）年度） 80%</p> <p>養父市：H28：80.0% → 20.0%</p> <p>【考え方】全国平均（男性：16.6%、女性：50.3%）及び国第4次計画の成果目標と比較すると、本市の男性はいずれの数値も上回る高い値となっている。女性も全国平均を上回っているが、国第4次計画の成果目標（70%）には達していない。</p> <p>第2次宍粟市男女共同参画プランの中間目標値（<u>現状値の約10%増</u>）を参考に数値目標として設定する。</p> <p>※&lt;参考&gt;男女共同参画プランから割り戻すと</p> <p>【R6年度中間目標まで】 男性 <math>(50\%-41.2\%) = 8.8\% \div 5 \text{年間} = \underline{1.76\%} / 1 \text{年間}</math> 女性 <math>(61\%-50.7\%) = 10.3\% \div 5 \text{年間} = \underline{2.06\%} / 1 \text{年間}</math></p> <p>【R11年度中間目標まで】 男性 <math>(58\%-50\%) = 8\% \div 5 \text{年間} = \underline{1.6\%} / 1 \text{年間}</math> 女性 <math>(70\%-61\%) = 9\% \div 5 \text{年間} = \underline{1.8\%} / 1 \text{年間}</math></p> <p>◆ R6年度の中間目標値+後期の1年間の割合 男性 <math>50.0\% + 1.6\% = \underline{51.6\%}</math> 女性 <math>61.0\% + 1.8\% = \underline{62.8\%}</math> ←</p>			